

太 情 審 第 1 号

平成 27 年 7 月 9 日

太子町長 北 川 嘉 明 様

太子町情報公開審査会

会 長 森 川 正 章



公文書開示請求に対する非開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 27 年 7 月 9 日付太街第 325 号で諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

答 申

第1 審査会の結論

太子町長（以下「実施機関」という。）が、平成27年4月30日付太街第93号の2で行った公文書非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成27年4月30日付太街第93号の2で実施機関が行った公文書非開示決定の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人が主張する異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) 日時は不明であるが、当該プロポーザルにおいて選定された業者の代表者と審査委員が飲食した事実がある中で、審査結果に疑問が残る。
- (2) 太子町民に疑念を抱かれないためにも、競争の原理原則に立ち、公正公明にされるべきである。

第3 実施機関の説明趣旨

実施機関が、公文書非開示決定を行った理由は次のとおりである。

- (1) 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の競争上又は事業営業上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」については、同号のただし書きに該当する場合を除いて、非開示情報とすることを規定している。この号に該当する情報には、「公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的信用を損ない、あるいは、社会活動の自由等に支障を与えると認められる情報」も含まれる。

特定されなかった業者名を評価点とともに公開した場合、特定の業務に関する評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性もあり、社会的評価が左右されるおそれは高く、当該法人の社会的評価、社会的信用を損なうものと認められる。

- (2) 条例第8条第5号は、「実施機関が行う事務事業に関する情報で、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ正当な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」については、非開示情報とすることを規定している。

選考委員の評価の公表については、公開することにより、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められ、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなる。また、当該事務事業の公正かつ正当な執行に著しい支障が生じる。

また、各選考委員には、自己の見識や信念に基づく自立的な評価を行うことができる条件を確保する必要がある、評価の公開に当たっては利害関係人から受ける心理的負担により心理的圧迫を生じさせ、今後同種の業者選定事務の執行に当たって公正、中立な業者選定がなされないおそれがある。

また、委員就任を辞退する者が出てくるおそれがあるなど、適任の人材を配置することが困難になり、同種の業者選定事務の円滑な遂行に著しく支障を及ぼすと思われる。

よって、条例第8条第2号及び第5号の規定により非開示とする。

第4 審査会の判断

(1) 条例第8条第2号の該当性について

実施機関の説明趣旨のとおり、特定されなかった業者名を評価点とともに公開した場合、当該評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性もあり、社会的評価、社会的信用を損なうものと認められる。

したがって、条例第8条第2号に該当する。

(2) 条例第8条第5号の該当性について

実施機関の説明趣旨のとおり、選考委員の評価の公表により、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれ、当該事務事業の公正かつ正当な執行に著しい支障が生じるとともに、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなると認められる。

したがって、条例第8条第5号に該当する。

(3) 公文書非開示決定の取消しについて

飲食した日時は、当該プロポーザル後であるということだが、公文書の開示・非開示の決定については、元来無関係である。

公文書非開示決定を取消し、当該公文書を開示することによって、異議申立人が主張する審査結果に係る疑義が明らかになることはない。

また、太子町民に疑念を抱かれないため、競争の原理原則に立つといえども、法人等の正当な利益を害する情報や事務の円滑な執行に支障が生ずる情報は保護されるべきである。

したがって、公文書非開示決定を取消し、開示することに妥当性がない。

(4) 結論

以上により、第1のとおり判断する。